

## 新潟県交通災害共済会員募集報償費交付基準

平成 16 年 4 月 1 日制定  
令和 8 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が町内会等（組合を組織する市町村の事務所長が交通災害共済の会員募集事務について協力を得た町内会、自治会等をいう。以下同じ。）に対し、新潟県交通災害共済会員募集報償費（以下「報償費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(報償費)

第 2 条 組合は、会員募集事務を円滑に推進するため、町内会等の活動を補助するものとして、予算の範囲内で報償費を交付するものとする。

(報償費の額)

第 3 条 報償費の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 会員取りまとめ報償費 交付しようとする年度（以下「交付年度」という。）の 4 月末日現在の会員数のうち、町内会等が会費払込書兼加入申込書兼会員台帳（新潟県交通災害共済条例施行規則別記第 1 号様式及び第 1 号様式の 2）を取りまとめた会員数に 70 円を乗じて得た額
- (2) 配布世帯報償費 町内会等が加入申込書等を配布した世帯数に 10 円を乗じて得た額

(報償費の交付時期)

第 4 条 管理者は、報償費を交付年度の 3 月末日までに交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 5 条 管理者は、報償費の交付を決定したときは、決定の内容を速やかに組合を組織する市町村の事務所長に通知するものとする。

(報償費相当額)

第 6 条 管理者は、必要と認めるときは、町内会等が組織されていないため又は町内会等から会員募集事務の協力が得られないため、郵送する以外に加入申込書等を配布する方法がない地区の世帯に係る報償費相当額を、新潟県市町村総合事務組合新潟県交通災害共済市町村事務交付金交付基準第 2 条に規定する交付金に振り替えることができる。

(その他)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。